

資格審査申請に必要な提出書類

○：必ず提出 △：該当する場合に提出

	提出書類	法人	個人	発行場所 (依頼先)
1	提出書類チェックリスト	○	○	
2	競争入札参加資格審査申請書（第1号様式） <u>※押印不要</u> (1) 郵送又は持参の場合：第1号様式 (2) 電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
3	営業概要書（第2号様式） ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
4	委任状（第3号様式） <u>※押印不要</u> 取引権限を支店等に委任する場合に提出してください。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	△		
5	営業種目一覧表（第4号様式） 希望する販売物等に○印を付けてください。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
6	登記事項証明書又は登記簿謄本（履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書） （写し（両面印刷）可） 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○		法務局
7	身分証明書（写し可） 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。		○	本籍地の市町村
8 (注)	都道府県税全てに係る納税証明書（写し可） 審査基準日の前日までに納期限の到来する以下の都道府県税について、滞納がないことの証明書を提出してください（事業を開始したばかりで課税されていない場合も提出が必要です。） ①法人の場合：第1号様式の「登録事業所」がある都道府県に対する全ての税 ②個人の場合：個人事業税及び個人県民税（住民税） 滞納のない証明書が発行されない都県については、法人にあっては直近事業年度の納税証明書、個人にあっては居住している都県の個人事業税の納税証明書を提出してください。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	○	登録事業所のある都道府県税事務所
9 (注)	高知県税の納税証明書（写し可） 申請者及び登録事業所の住所が高知県外であって、高知県内に支店等の事業所があり、第1号様式に当該支店等を記載している場合は提出してください。 これの提出がないと県内事業者としての受付ができません。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	△	△	高知県内の県税事務所
10	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 納税証明書の「その3の2（個人用）」又は「その3の3（法人用）」の <u>いずれか</u> を提出してください（「その1」、「その2」及び「その3」は不可です。）。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	○	申請者の所在地のある税務署

11	財務諸表（直近1事業年度分）（個人の場合は、第5号様式） <u>※押印不要</u> ①法人の場合：（1）貸借対照表、（2）損益計算書、（3）株主資本等変動計算書 ②個人の場合：青色申告決算書の写しなど、決算状況が分かるもの	○	○	
12	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（第6号様式） <u>※申請者欄は押印不要</u> ☒ 1の場合、個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し）は不要です。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
13	暴力団排除に関する誓約書（第7号様式） <u>※申請者欄は押印不要</u> ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
	役員等名簿（第7号様式の2） 役員等名簿は、申請する時点の役員等を記載してください。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
14	印刷に関する保有設備等申告書（第8号様式） 営業種目一覧表で「61 印刷」の欄に○印を記載した場合は、必ず提出してください。 提出がない場合は、「61 印刷」に係る営業種目の登録ができません。	△	△	
15	営業許可証・認可証等（写し） 営業にあたって取扱いに許認可等が必要な場合（営業種目一覧表に例示しています。）は、許可証・認可証等の写しを提出してください。 提出がない場合は、当該営業種目の登録はできません。	△	△	
16	I SO14001 の「環境マネジメントシステム登録証」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
17	エコアクション21 の「エコアクション21 認証・登録証」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
18	「こうちSDG s 推進企業登録証」（写し） 登録をしている場合にのみ提出してください。登録証の提出がない場合は、「こうちSDG s 推進企業」の登録事業者としての受付ができません。	△	△	
19	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
20	「パートナーシップ構築宣言」（写し） パートナーシップ構築宣言の登録企業リストに掲載を行っている場合のみ提出してください。	△	△	
21	障害者雇用申立書（第9号様式） <u>※押印不要</u> 該当する場合は提出してください。 （詳細は、第9号様式「注意事項」をご覧ください。）	△	△	

※ 受領書は用意しておりませんので、必要な場合は、任意の用紙をご用意ください。

また、郵送をご希望の場合は、返信用ハガキ又は返信用封筒（第一種定形郵便。110 円（料金が改定された場合はその額）の切手を貼付）に受領書の送付先を記入して送付してください。

(注) 8「都道府県税全てに係る納税証明書」及び9「高知県税の納税証明書」の補足説明

1 県内事業者 (A、Bは高知県以外の都道府県を表します。)

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
1①	高知県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1②	A都道府県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1③	A都道府県	A都道府県	あり	A都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通
1④	A都道府県	B都道府県	あり	B都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通

(注) 1③、1④で、高知県税事務所発行証明書が添付されない場合、「県内事業者」として認められません。
従って、「物品電子調達システム」に参加することができません。

2 県外事業者

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
2①	A都道府県	A都道府県		A都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通
2②	A都道府県	B都道府県		B都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通